

電子契約に関するよくある質問集

No.	質 問	回 答
1	契約締結（電子契約利用）にあたり、GMOサインのアカウント登録は必須か。現在、電子契約サービスを導入していないが、今後GMOサインのサービスへ新規申込（契約）が必要となるのか。	岩手中部水道企業団からの署名依頼に対応していただくのみであれば、GMOサインのアカウント作成は不要です。また、サービスの新規申込も不要です。ただし、No.20「電子契約締結証明書」を閲覧・ダウンロードするためには、アカウント登録（無料）が必要です。
2	電子契約を利用にあたり受注者の費用負担はあるか。	受注者の費用負担はありません。
3	電子契約利用にあたって用意するものは何か。	電子契約依頼を送付するメールアドレスとインターネットに接続できる機器（パソコン、スマートフォン等）が必要です。また、電子契約での契約を希望する場合は、「電子契約利用申出書」を提出していただく必要があります。
4	「電子契約利用申出書」とは何か。	受注者が電子契約を希望する場合に提出していただく書類です。契約方法（紙又は電子契約）を選択制とし、案件ごとに契約方法の確認をします。
5	電子契約はどのような案件で対象となるか。	令和7年10月1日以降に公告又は指名通知を行う案件、総務課が担当する随意契約及び変更契約の案件が対象となります。
6	電子契約の導入により、全ての契約が原則、電子契約になるのか。	No.5の回答のうち、受注者が電子契約を希望する案件が対象です（法令上、書面による契約が必要なものは除く）。契約方法（紙又は電子契約）を選択制とし、案件ごとに確認をします。
7	これまでとおりの紙での契約は可能か。	契約方法（紙又は電子契約）を選択制とし、案件ごとに確認をしますので、紙での契約は可能です。
8	既に契約済みの案件で、令和7年10月1日以降に契約変更が発生する場合の取扱いはどうなるか。	電子契約を希望する場合は、電子契約で対応します。
9	総務課が担当する以外の事業担当課での見積合わせによる随意契約（発注書を含む）も電子契約となるか。	現状では総務課が担当する案件のみを電子契約の対象として取扱います。
10	請書は電子契約の対象となるか	現状では対象外です。
11	電子契約での印紙税の取扱いはどうなるか。	印紙税は不要です。※印紙税法では「書面文書」のみを対象としているため。
12	日付をやむなく遡って契約する案件はどのように取扱うか。	契約書に明記された契約日から契約履行するものとして取扱います。 （例）契約締結行為日4/5で、契約書上の契約日が4/1の場合 ⇒契約締結日4/1
13	押印の取扱いはどうようになるか。	押印（印影表示）は行わず、「電子署名（不可視署名）」を用いて契約締結します。「電子署名」では「誰が」「何を」「いつ」合意したかを情報として記録、確認することが可能です。
14	一度作成した契約書の修正はできるか。（例）誤字や脱字、内容の誤り等	契約締結後の修正は不可となります。
15	メールによる署名依頼が、メールドメインのセキュリティ上の関係で届かないなどの不具合が発生する可能性はあるか。	現在のところ事例は確認されておりません。

電子契約に関するよくある質問集

No.	質 問	回 答
16	事前に電子印鑑を作成する必要はあるか。	印影を利用しない不可視署名で電子契約を行うため作成不要です。 ※不可視署名：文書上に印影自体はありませんが、電子署名情報、タイムスタンプ情報が付与されます。印影のある可視署名と同様に契約締結でき、電子文書の証拠や安全性も確保できます。
17	電子署名された契約書は、電子データ（PDFファイル）になるとのことですが、PDFを紙に印刷して問題ないか。また、紙で印刷した場合、契約書の効力は変わるか。	問題ありません。また、効力に変更もございません。 ※電子契約においては、電子署名を付与した電子データ（PDFファイル）自体が原本となり、紙で印刷したものは「写し」という扱いになります。
18	印鑑のように見えるものではないので、契約を証明しなければならないときはどうするのか。	「電子契約締結証明書」にて証明可能です。なお、電子契約締結証明書はGMOサインの無料アカウントを作成することでダウンロードできます。 ※無料アカウント作成方法は別紙参照のこと。
19	「電子契約契約締結証明書」とは何か。	文書概要及び契約締結日等が記載された文書で「誰が」「何を」「いつ」合意したかが確認できます。契約書とセットでの保管を推奨します。GMOサインの無料アカウントを作成することでダウンロードできます。 ※無料アカウント作成方法は別紙参照のこと。
20	GMOサインのアカウント無料アカウント登録は代表者（契約者）名義か、事務担当者名義か。	アカウント名義については制限はありません。社内状況により適切にご登録ください。署名完了から30日以内に署名で利用したアドレスでアカウントを作成すると自動で文書紐づけされ、電子契約締結証明書もダウンロードが可能となります。
21	「電子契約利用申出書」は案件ごとに提出が必要ですか。	電子契約を希望する場合は、案件ごとに提出をお願いします。落札者決定後に契約方法（紙又は電子契約）の確認をします。
22	「電子契約利用申出書」の提出期限はありますか。	別紙「電子契約締結までのフロー図」のとおり、落札者決定後に契約方法を確認しますので、電子契約を希望する場合はメール又はFAXにより速やかに提出をお願いします。提出が遅れますと電子契約書（PDFファイル）をアップデートできません。
23	使用メールアドレスに制限等はあるか。また、メーリングリストのアドレスを登録することは可能か。	制限はありませんが、フリーメール（Gmail等）以外のメールアドレスの使用を推奨します。メーリングリストの使用は不可です
24	申出するメールアドレスは代表者のものとなるか。	メールアドレスは契約事務担当者のもので構いません。また、電子入札システム等の他システムで登録するアドレスと一致させる必要はありません。
25	複数のメールアドレスを登録することは可能か。社内ワークフローで複数名を承認者として登録したい。	契約締結権限者1名の登録を原則としますが、必要に応じて2名までの登録が可能です。 （例）契約事務担当者→契約締結権限者
26	契約締結権限者氏名及び登録したメールアドレスは任意のタイミングで変更することは可能か。	案件ごとに「電子契約利用申出書」を提出していただくので、案件ごとに変更は可能です。
27	署名依頼受信後に、GMOサインの署名者変更機能を利用して署名者変更することは可能か。	原則的に契約依頼メール受信後に署名者を変更することは不可です。
28	電子署名の前に印刷または、ダウンロードすることは可能か。社内共有の後に契約したい。	契約（署名）画面で（契約締結権限者による署名前に）印刷・ダウンロードが可能です。

電子契約に関するよくある質問集

No.	質 問	回 答
29	電子契約締結後、契約書類はどこからダウンロードすればよいか。	契約締結後に「電子契約利用申出書」に記載したメールアドレス宛に、契約書ダウンロード方法が記載されたメールが送信されます。案内に従って、ダウンロードしてください。
30	電子署名には、法務局等で発行される電子証明書が必要か。	不要です。メールアドレスで認証します。
31	パソコンの不具合等で契約書データを紛失した際はどのようにすればよいか。	総務課契約管理係へご連絡ください。
32	契約書のダウンロード期間を超過し、ダウンロードできなくなった場合はどのようにすればよいか。	総務課契約管理係へご連絡ください。
33	工事・コンサルの契約保証の取り扱い。	別紙「電子契約締結までのフロー図」のとおり、契約日（署名前）までに契約保証の手続きをお願いします。契約保証の確認ができないと契約（署名）ができませんので、手続き完了後、速やかにメールで契約保証金等納付明細書及び証書（写）を提出してください。①②については、後日、原本を提出願います。 ①保証会社：契約保証金等納付明細書及び保証書（写） ②銀 行 等：契約保証金等納付明細書及び保証書（写） ③現金納付：契約保証金等納付明細書及び納入通知書の領収書（写）
34	リサイクル関連書類の提出について	別紙「電子契約締結までのフロー図」のとおり、電子契約書（PDFファイル）の一部として電子契約サービスにアップロードしますので、それまでに速やかに提出してください。
35	契約保証で保険会社を利用する場合、申込時に契約書案を求められるが、契約締結前に表紙部分をもらうことは可能か。	落札決定通知時に、契約書（案）を添付しますので確認してください。